



鳥取県土木工事共通仕様書のうちアスファルト混合物の使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成10年3月26日

管 第 1122 号
平成10年3月26日

部 内 各 課（ 室 ） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

鳥取県土木工事共通仕様書のうちアスファルト混合物の使用に係る取扱いについて（通知）

このことについては、平成6年3月2日付発管第222号により通知しているところですが、このたび、再生加熱アスファルト混合物の使用に係る取扱いを追加して下記のとおりとし、平成10年4月1日以降に新規に契約する工事から適用することとしましたので、貴所属職員に周知してください。

記

- 1 アスファルト混合物の使用に係る取扱い
鳥取県土木工事共通仕様書第1編第3章第6節一般舗装工に規定するアスファルト混合物を使用するときの取扱いを以下のとおりとする。
 - (1) 標準品アスファルト混合物
<要領1>による。
 - (2) 特注品アスファルト混合物
<要領2>による。
- 2 現場配合試験
鳥取県土木工事共通仕様書第1編3-6-5アスファルト舗装に「監督員が承諾・決定すること」と規定した現場配合試験の監督員立会は原則として行わない。